

「結婚チャレンジ補助金」 助成団体募集!

☑ 地域の団体や企業が婚活セミナーやイベントを開催する費用の補助
☑ 令和3年4月1日～令和4年3月31日に実施する事業 ※既に実施した事業も補助対象

【補助額】1イベントごとに10万円上限で、事業の実施に直接必要な経費

【募集期限】10月22日(金)まで

対象となる団体の要件や、申込みなど詳しくは、市結婚子育て応援サイトへ。

(子ども政策課 ☎328-2156)



熊本市制100周年記念人づくり 基金寄附を募集しています

本市では、将来のリーダーとなる人材を育て社会に貢献しようという熱意ある方々を支援するために、「人づくり基金」を設置しています。

海外や国内での研修費用の助成などをこの基金から支援しています。今後も多くの方へ支援を続け、創造性豊かな人材を育成するため、皆様のご協力をお願いします。

【寄付の方法】

いずれかの方法を選択

1.ふるさと納税サイト「ふるさとチョイス」での申し込み

2.納付書での振り込み

詳しくは、市ホームページへ。

(文化政策課 ☎328-2039)



10月1日は浄化槽の日です

浄化槽の日は浄化槽法が昭和60年10月1日に施行されたのを記念し、浄化槽の普及促進などを周知することで、公共用水域の水質を保全すること等を目的に設けられました。家庭の生活排水が適切に処理されているか見直してみましょう。

(浄化対策課 ☎328-2366)

10月は食品ロス削減月間です!

本市では食品ロス削減のためにさまざまな取り組みを進めており、そのひとつとして「カンタンで、今すぐできる」エコレシピブックを作成し、市ホームページで公開しています。このレシピをヒントに、日頃から「もったいない」という意識をもって、家庭でも以下の①～④を実践し、食品ロスを削減しましょう。

- ①食材を買い過ぎない
- ②料理を作り過ぎない
- ③食べ物を残さない
- ④食材を無駄なく使うエコレシピにチャレンジする

(ごみ減量推進課 ☎328-2365)



↑エコレシピはこちら

10月11日は「安全・安心なまちづくりの日」です

地域社会の安全安心を守るために、毎年10月11日～20日の10日間を「全国地域安全運動」、10月11日を「安全・安心なまちづくりの日」と定めています。

最近、子どもや女性が被害者となるわいせつ事案やのぞき事案、市役所職員などを装った還付金詐欺や銀行職員、警察官などを装って電話し、キャッシュカードをだまし取るなどの「電話で『お金』詐欺」が急増しています。

このような犯罪による被害を防ぐためには、散歩時のあいさつや声かけ、また、電話でお金のお話が出て不審に思ったら、家族に相談するなどの行動が重要です。

安全・安心なまちづくりのため、「自分たちの地域は自分たちで守る」という気持ちで、地域ぐるみで防犯活動に取り組みしましょう。

(生活安全課 ☎328-2397)

犬と猫の休日譲渡(完全予約制)

☑ 10月31日(日)犬の譲渡:午前9時半～正午、猫の譲渡:午前10時～正午
☑ 市動物愛護センター ☑ 市動物愛護センターに収容している犬猫の譲渡、犬の譲渡が決定した方のみ譲渡前講習(受講済の方は不要) ☑ 平日来所が困難な方 ☑ 各4組(先着順) ☑ 犬の譲渡には、登録手数料と狂犬病予防注射料金(計6,200円)が必要 ☑ 10月5日から電話で市動物愛護センターへ

※譲渡希望の犬猫や、譲渡条件等については申込時に確認します。
(市動物愛護センター ☎380-2153)

犬の飼い主変更・引っ越し・死亡の場合は手続きを

生後91日以上の子犬を飼っている方には、犬の登録と、年1回狂犬病予防注射を受けさせることが、法律で義務付けられています。

引っ越しで犬の所在地が変わった、譲渡で犬の飼い主が変わったなど、登録情報が変わった場合は、変更後30日以内に変更届を提出してください。引っ越しの手続きは、転入や市内間転居の場合は市動物愛護センター、転出の場合は転出先の市町村へ。

また、犬が死亡した場合は、死亡届の提出が必要です。
(市動物愛護センター ☎380-2153)

飼い主のいない猫との関わり方

「かわいい」「かわいそう」という感情だけでノラ猫にエサをあげると、周囲にさまざまな悪影響が出てきます。

【猫の数が爆発的に増加】

猫は生後半年くらいで子猫を産めるようになり、年2～3回、1回で4～5頭出産します。不妊去勢手術をせずにエサをあげていると、あっという間に

数が増えてしまいます。また、交通事故などで死ぬ猫も増え、短命で終わる不幸な猫を増やすことになります。

【周囲の環境が悪化し、虐待されるおそれも】

エサを目当てに、カラスやタヌキなどの野生動物も集まってきます。虫の発生、ゴミをあさる、ふん尿などで周囲の環境が悪化します。また、庭でふん尿をされるなどのトラブルも発生し、猫の虐待につながる可能性があります。

【エサやりには責任が生じます】

エサをあげている猫については、飼い主と同じ責任が生じます。ふん尿や物を傷つけたりした場合は、責任を求められることもあります。責任を負えない場合は、安易にエサをあげないようにしましょう。

【地域猫活動とは】

地域住民でノラ猫による困りごとを解決し、「住みよいまち」をつくるための活動です(猫のエサやりや世話が目的の活動ではありません)。不妊去勢手術をして、これ以上猫が増えないようにするとともに、トイレの設置、エサやり・清掃などのルールや役割分担を地域で話し合い、ふん尿・いたずらなどの被害がでないように、環境美化に努めて活動します。

(市動物愛護センター ☎380-2153)

しごと・経済

物品競争入札(見積)参加資格の有効期間の延長

☑ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、有効期間を令和6年3月31日まで延長します ☑ 令和2・3年度物品競争(見積)参加資格決定事業者

詳しくは、契約政策課へ。
(契約政策課 ☎328-2137)

熊本都市圏オンライン合同就職説明会

無料

期 9月30日(木)～10月2日(土)
☑ 熊本都市圏(本市を含む連携中核都市圏)の企業と求職者を結ぶオンライン

消費生活に関する弁護士相談・司法書士による多重債務相談

無料

法律の専門家が面談により対応します。消費生活相談員も同席し、相談後のフォローアップやアドバイスを行い問題解決に向けて一緒に考えます。

■弁護士相談

日時 第2・第4金曜日 午後2時～4時(1件あたり30分)

■司法書士相談

日時 第3金曜日 午後1時～4時(1件あたり45分)

【共通】

場所 消費者センター内法律相談室(市役所別館自転車駐車場5階)

申込 事前に消費者センター(☎353-2500 平日午前9時～午後5時 祝日・年末年始を除く)へ

講演会・相談会

電話による法律相談

無料

期 毎週火曜日(祝日を除く、火曜日平日が月5回ある場合は第4週まで)

時 午後1時～4時。相談時間は1人20分 ☑ 各区で開催していた法律相談(面談)を電話相談に変更して実施中 ☑ 市内に住む方 ☑ 各日16人(先着順) ☑ 10月5日から電話で熊本県弁護士会相談センター(予約専用 ☎325-0020 平日午前9時～午後5時)へ

(広聴課 ☎328-2075)

☑=日時 期=期日、期間 時=時間 場=場所 ☑=内容 題=演題 師=講師 出=出演 対=対象 定=定員 費=費用 持=持参物 申=申込 問=問い合わせ先

広告

60歳を過ぎたら

シルバー人材センターへ

登録会員募集中!

働きながら、
仲間と一緒に
楽しみませんか



公益社団法人
熊本市シルバー人材センター
熊本市南区平成1-10-8 熊本市健康センター平成分室2階

お問合せはこちら ☎096-322-3300

詳しくはホームページにて掲載中 熊本市シルバー人材センター 検索

くまもと市政だよりへの広告(後半ページ下欄)を募集中。販売代理店の(株)ホープ(☎092-716-1401)へ。※広告内容などは本市が推奨するものではありません。